

ダニ退治

ダニ退治!

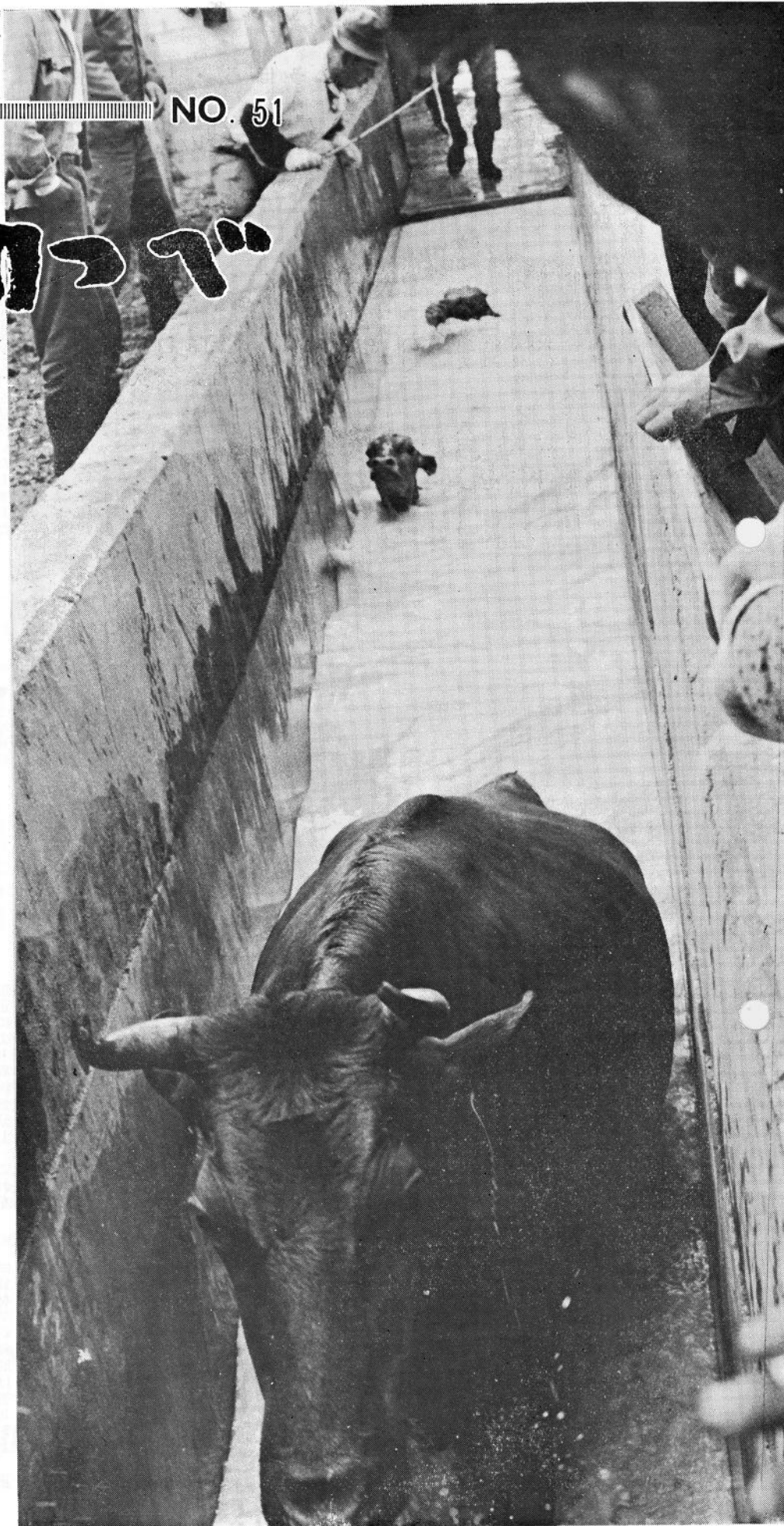
薬浴槽で清潔に

鹿部村宮浜牧場奥に昨年秋、ダニなどの駆除対策としてつくられた薬浴槽に7月、宮浜牧場に放牧されている肉牛約80頭あまりが消毒された。

この薬浴槽は約104万円かけられて設置され、毎年ダニなどの病害虫で倒れる肉牛を消毒し、肉牛を病害虫から守るためにつくられた。薬はアズントールでダニ、シラミなどの病害虫にはとくに効果があり、牛そのものに対する害はありません。初めて入る薬浴槽にペコもペコリ?したようすで、首をもたげて泳いでいました。

村畜産課ではほかの放牧場などにいる牛のためにもさらにこれら薬浴槽を増設したい考えています。

8月号



部設置条例を制定 // // // // // 9月1日より

＝ 総務部・経済部の2部を設ける ＝

一般会計補正予算

一、四六四万円を追加

△村議会第三回臨時会

鹿部村議会第三回臨時会は八月六日午後一時より村役場会議室において開会され、一日の会期をもって昭和四十六年度一般会計補正予算、鹿部村部設置条例の制定など議案七件を議決いたしました。

△議案

▼昭和四十六年度鹿部

村一般会計補正予算

一般会計歳入歳出補

正予算は、歳入歳出そ

れぞれ一四、六四三

円追加され、総額四八

三、二二二円となり

ました。

△総務費

一般管理費 五三九千

円追加

(職員給与、函館バス会

社鹿部駅線バス運行確保

助成金二〇〇千円追加)

△総務費

財産管理費 七、八三

五千円追加

(土地購入資金借入金償

還利子三六〇千円、公有

財産購入費七、六六七千

円追加など)

△総務費

地方振興費 二、〇九

三千円追加

(旅費、需用費、貸付金

など)

△総務費

庁舎建設費 五四〇千

円追加

(工事請負費二七五千円

追加、負担金補助及交付

金二六五千円追加)

△農林水産業費

農業総務費 八七〇千

円追加

(職員給与など)

農業振興費 七五千円

追加

(農道補修原材料費など)

畜産業費 一、〇二〇

千円追加

(害虫駆除薬品代、車輛

修繕料など一、〇二〇千

円)

林業振興費 七〇千円

△土木費

土木総務費 五六七千

円追加

(職員給与など)

道路橋維持費 六九千円

(防犯灯新設工事 六九千円)

道路除雪費 五九八千円

(ブルトーザー修繕料など)

△消防費 二二二千円

(出動手当、旅費、消火栓新設

、移設人夫賃金など)

△教育費 一三〇千円

(青年団体協議会運営事業費助

成金二二〇千円など)

△土地買収

村内宇宮浜三〇二の一番畑

村内宇宮浜三〇二の二番畑

を買収

△土地購入資金の借入

公共用地取得のため購入する資

金、七百五十万円を長期で借入

する

△鹿部村部設置条例の制定

地方自治法第五十八條第七項

の規定によって鹿部村に次の部

をおくことを議決

総務部・経済部

これらの行なう事務分掌など

を決め、課については規則でこ

れを決める。

△北海道公有財産(建物、工作物

)の譲与契約専決処分報告承認

について

地方自治法第七十九條の一の

規定により専決処分し、これを

報告する。これは本村の魚類

温水増殖実験施設とするために

村が道より譲与を受け契約をし

たものです。

△村有地および村有温泉貸付につ

いて

村の観光開発に資するためビ

チサイドホテル建設運営に利

用させる目的をもって次のとお

り村有地および村有温泉を貸付

けるといふものです。

一、貸付先 日本航空事業K五

一、貸付物件の表示

(一)宇鹿部三十四番地 雑種地

一、七六五㎡(五三四坪)の内

九九〇㎡(三〇〇坪)以内

(二)右同番地所在の村有温泉を掃

除または再掘のうえ湧出量を

確保して貸付ける。

(三)貸付契約期間は五年とし、更

新を妨げない。

△人権擁護委員の推薦につき同意

を求めることについて

人権擁護委員会法第六條の三項

の規定により議会の意見を求め

次の者が推薦されました。

立部誠一

サンマルエーソラチサトー45-

8号

二位 字本別 浦 藤 吉

ハンブンチャー種、ロケットノ-

サンマルエーソラチサトー45-

37号

三位 字本別 木 村 幸 雄

ハンブンチャー種、ホーライ69、

ウインテックスミスマルエー2

12号

最高位賞

第一位 木 村 幸 雄

ランドリース種、7-206、ユ-

デアアゲリットカレル・ナカム

ラ号

最高位賞に本別木村幸雄氏の

ランドリース(二年連続)

△養豚共進会で

レルイトウ号

三位 宇宮浜 松 本 一 郎

ハンブンチャー種、スプリングア

ノリカンマルエーソラチサト-

号

三位 字本別 木 村 正 行

ランドリース種、ブラムゲリン

トダガタスミ号

第二位(生後満六ヶ月以上の種

雄豚)

一位 宇宮浜 松 本 一 郎

ハンブンチャー種、ロケットノ-

大気汚染防止法 水質汚濁防止法 のあらまし

昨年国会通過した大気汚染防止法および水質汚濁防止法が、本年六月二十四日から施行されました。

これにともない、それぞれの政令で定められた施設をもっている方はいますぐに、また、これから

設置しようとする方は、着工の六十日前までに定められた様式により、届出が必要となりました。

昨年、北海道公害防止条例に基づき届出をした方も、さらに届出が必要です。

▽大気汚染防止法では

夏に多い交通事故死ゼロ運動

……子供を交通事故から守ろう……

七月二十一日～三〇日までの間

「交通事故ゼロ運動」が行なわれましたが、夏の交通事故でも、目

だつて多いのが、子供の事故です。とくに夏休みは、解放感と暑さによる疲れから、子供自身の心がまえがゆるみがちになるばかりでなく、大人も、子供に対する注意がおろそかになりがちです。

そこで、各家庭の方も車を運転する方も次の点に十分注意して、子供を交通事故から守りましょう。

▽家庭での注意

子供の交通事故原因でいちばん多いのは、道路への「飛びだし」です。次に多いのが車の直前直後の横断、路上での遊び、幼児のひ

とり歩き、などとなっています。

各家庭では、子供の安全な場所を選んで遊ばせましょう。

また、毎日の生活のなかで、飛びだしの危険なことや道路を渡る時などの注意を具体的にくり返し教え込むようにとめましょう。幼児には、必ずつき添い、ひとり歩きをさせないように注意しましょう。

▽自動車を運転する方へ

暑さがきびしくなると、居眠りなど過労運転による交通事故が起りやすくなりますので、子供はもちろん、歩行者の動きに十分注意して、よりいっそう安全運転の励行につとめましょう。

ボイラー・アスファルト・トランプト・破砕機など五十七種の施設が対象になっています。

▽水質汚濁防止法では

水産加工場、豆腐製造施設、クリーニング施設など七十二業種の施設が対象となり、一般家庭以外で海や川に排水する工場や事業所、はほとんど対象となりました。

これらの届出を怠った場合は、罰則の適用を受けることになりまので、役場総務課公害係（☎一三一）に届出用紙の請求をしてください。

台風・集中豪雨に 備えよう

夏から秋にかけては、台風のほか、低気圧による集中豪雨などの災害が心配されます。

過去十ヶ年間の例をみますと、全道的あるいは局地的に大きな被害をもたらした台風は、八月から九月下旬に多く、また集中豪雨では七月下旬から八月、九月月上旬にかけて多く発生しています。

国や道、市町村ではこれら災害を未然に防ぐため、あらゆる手段をもって対策を講じていますが、災害は思わぬときに、思わぬ形で起こっています。

私たちはこのような災害をできるだけ少なくするために、ふだんから次の点に十分注意しておくことが必要です。

- 一、ラジオ、テレビなどの気象予警報、情報によく注意しましょう。
- 二、災害のときは、村などが適切な応急措置をとることになっています。異常な事態が発生したときは、すみやかに役場や消防、警察などへ連絡しましょう。
- 三、停電に備えて懐中電灯、ローク、トランジスタラジオを手近に用意しておきましょう。
- 四、非常のときの避難場所は、村があらかじめ定める場所に避難命令しますので、火の始末をし、すみやかに指揮者の指示に従って行動しましょう。

海区選挙人名簿の調製

海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿を次のとおり調整します。この名簿に登録されていない場合は、選挙することができなくなりますので、該当者の人は忘れずに申請してください。

- ◎調製現在日 九月一日
- ◎申請期限 九月一日

◎申請場所 鹿部村選挙管理委員会

員会

台風出水シーズンに備えよう

- 気象予警報、情報は必ず聞くようにしましょう。
- 避難のときの携行品は、日ごろから準備を。
- 堤防の欠壊や危けん箇所は早く発見し、みんなの協力で防ごう。



国保と交通事故(完)

自動車事故に

あつたときの心得

- (1)警察に必ず届けること
- (2)加害者の身元を知ること

(免許証は必ず見せてもらい、自動車損害賠償責任保険の保険証も見せてもらう)

- (3)自動車のナンバーを覚えておくこと

悪質な運転手は逃げる場合があります。ナンバーを、少なくともニケタは覚えておくようにしましょう。また、車の形とか色大きさなども覚えておきたいものです。

- (4)事故の内容はあまりしやべらないこと

前に述べたように、加害者はなるべく不利にならないようにという心の動きがあります。ですから、あれこれしやべっていると、思わぬところであげ足をとられて損をすることにもなりかねません。

- (5)印鑑やサインは慎重に

言葉たくみにもちかけられて、つい判を押したばかりに、当然の賠償請求権を失ってしまつた例はたくさんあります。

- (6)信用ある所に相談を

国保の係にまず話をしにきてください。そのほか、警察署の

家事相談室、役所や役場の法律相談所、交通事故相談所など、それ相当の所に相談してください。なまじり少ばかり知っていたために、示談書に判を押してしまひ、あとで困りはてたり、不満

福祉年金の支給制度が緩和に

年所得三十六万円まで

福祉年金は、全額国の費用で支給されますので、生活にゆとりのある人は支給がとめられていません。つまり、受給権者や配偶者または扶養義務者に一定額以上の所得があるときには、年金が受けられないことになっています。

しかし、この所得制限も年々ゆるめられており、ことしも次のとおり改正されました。

△所得制限の緩和▽
受給権者本人の所得制限限度額は三万円引き上げられ、年間三十五万円に、義務教育終了前の子や孫を扶養している場合の加算額は子や孫一人につき十二万円に、また配偶者と扶養義務者の所得制限もそれぞれ引き上げられ六人世帯の場合所得制限額は百四十三万円千円になっています。

に思っている人のなんと多いことか。最初から相談づくでことを運びたいものです。

ただし、示談屋との相談は絶対にやめましょう。彼らのほとんどは、自分のもうけのためにやっているのですから。

(完)

△戦争公務による扶助料などの併給制限の緩和▽

戦争公務による扶助料と福祉年金の併給はこれまで、扶助料の額が十六万七千三百円を超えるときは福祉年金は支給停止され、扶助料がこの限度額未満のときはその差額分を福祉年金の額を限度として支給されていましたが、この限度額が昭和四十六年一月から九月までは十七万七千七百円に引き上げられ、さらに十月以降にこの限度額が廃止されます。

このため十月からは現在よりうけている公務扶助料および増加恩給が戦争公務によるものであり、階級が准士官以下の旧軍人、旧軍属などは額に関係なくこの年金が支給されます。

鹿部村歴史物語

(3)

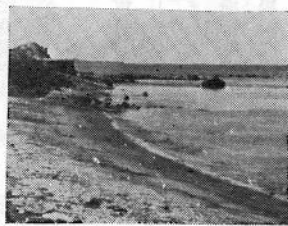
郷土二百年前を語る

鹿部「水清き里」史話 (一)

その昔、鹿部は蜚の光り美しい里であったが、また「水清き里」でもあった。

この物語は前編蜚の里と時を同じくする菅江真澄の蝦夷紀行に見る風土記に、他の資料も書き加えて、当時の郷土沿岸状況を知る主要なものとして、語り伝えようと思う。

寛政三年(一七九二)五月二十九日、真澄は松前から下海岸恵山岬を回り、尾札部・白尻・磯谷を過ぎてポウロ崎(今の黒羽尻崎)をはるかにながめる丸木舟の中の事であった。



舟こぐ二人のアイヌは船先(へさき)を後に足を出し、力の限り車權(か)を巧みにこいだ。やがて一人が權をそのままにして着物を脱ぐと、海へ飛び込みくぐった。間もなくノナを沢山かかえて浮び上ると、磯岩にたたき砕いて「これを食べなさい」と真澄に勧め、他の一人にも与えた。

そこで真澄は新鮮な生ノナの味を彼等と共にした。舟は海風に心地よく揺られて、彼等が好意

を味わった。そしてウムシヤ泊(今のケカチ浜からポウロ崎一帯の地名)に着いた。

昔々このあたりの浜は良質の昆布が多かったのだ、昆布時期には箱館近郷の人々が、鹿部から余り遠くないこの浜へ大勢来て昆布を採った。ところがある年の夏に海が荒れ続いて、長い長い何日もなぎを待ったが昆布を採る事が出来なかった。持って来た食糧も尽きたので人々は郷里へ帰った。そこで鹿部の和人はこの浜を、食糧に困る「飢渴浜」と呼ぶようになったと言っているのである。

しかし真澄の来た頃には海もおだやかで昆布も多く、これを採って米に替えたので飢える事もなくなったから、もうケカツ浜とは言わなくなっていた。

また舟をこぎ出した時「そこに見る所がある」と言われて、真澄は前方を見ると大きな岩穴のある崖崎があった。(続く)

(小林露竹史談採集帖より) 小玉健記